

2025 年 6 月 9 日

各位

株式会社岩手銀行

遺言代用信託を利用した遺贈寄附の取扱開始について

岩手銀行（頭取 岩山徹）では、2025年6月9日より、オリックス銀行株式会社の信託契約代理店として提供する「遺言代用信託 未来への櫛〈遺贈寄附特約〉」の取扱いを開始いたしましたのでお知らせいたします。

「遺言代用信託 未来への櫛」は、お客さまに相続が発生した際に、お預かりした金銭をあらかじめご指定いただいたご家族などにお渡しするものですが、新たに取扱う「遺贈寄附特約」は、本スキームに参加する団体などを受取人とした遺贈寄附ができるものです。少子高齢化が加速し、遺贈への関心が高まっているなかで、心豊かな人生の実現と、人生最後の地域社会貢献にご活用いただけます。

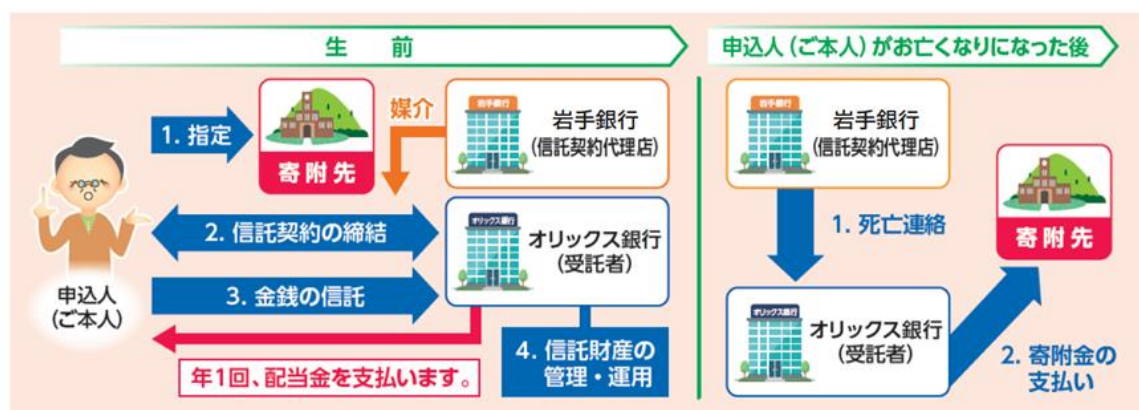
当行では、資産承継や相続対策などのサービス拡充ならびにコンサルティングの強化に努めてまいります。

記

●指定寄附先

特定非営利活動法人 いわてグリーンサポート

●遺言代用信託 未来への櫛〈遺贈寄附特約〉スキーム図



●商品概要（詳細は商品説明書をご覧ください）

商品名	未来への襷（遺贈寄附特約）
募集対象	個人のお客さま ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する未成年者を除く個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100 万円以上 3,000 万円以下（100 万円単位） ※ ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額
信託期間	信託設定から信託終了まで最長 30 年 ※ 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由（お客さまがお亡くなりになった時など）が生じた場合などには、信託契約は終了します
寄附先	岩手銀行が指定する団体等
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	・ 管理報酬はかかりません ・ 運用報酬は、お預かりした元本を毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額（信託元本に対して年 0.01% から 3.00% の範囲内）です ※ 信託元本やお客さまへの配当金から差し引かれるものではありません
申込手数料	申込金額の 1.65%（消費税込み）
中途解約	全部解約のみ可能 ※ ただし、直近で支払った配当金の計算期日の翌日以降の収益配当はありません
取扱店舗	岩手銀行全店舗

【本件ニュースリリースに関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 営業戦略部 吉田 及川

電話 019-623-1111（代表）

信託契約代理業

信託契約代理店の称号

所属信託兼営金融機関の称号

登録番号 東北財務局長（代信）第 1 号

株式会社岩手銀行

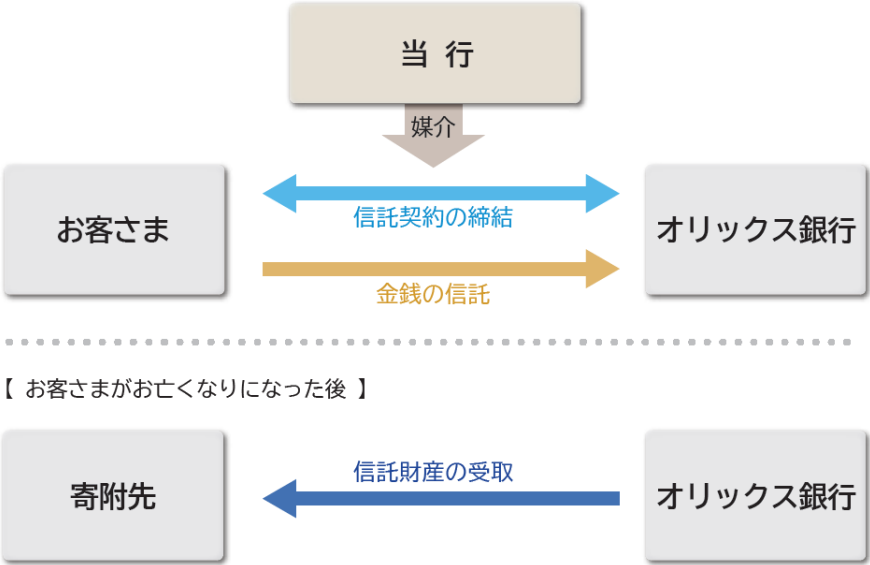
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

オリックス銀行株式会社

元本保証型合同運用指定金銭信託〈遺贈寄附特約〉

この商品説明書は、「募集要項」とともに信託業法第 76 条で規定する同法第 25 条および同法第 74 条の各規定により、信託契約代理店としての当行がお客さまに説明する事項を記載するものです。本商品説明書以外にも、別途交付する「元本保証型合同運用指定金銭信託約款（以下「約款」といいます。）」および「遺贈寄附特約条項」をご覧ください。

本商品に関する説明事項

1. 商品名	・ 元本保証型合同運用指定金銭信託〈遺贈寄附特約〉
2. 販売対象	・ 委託者（以下「お客さま」といいます。）は、未成年者を除く、日本国籍を有し、日本国内に住所を有する個人で、後見人等の代理人を必要としない方とします。
3. 信託の目的	・ お客さまの死亡時に、受取人としてお客さまが指定する寄附先（以下「寄附先」といいます。）に、信託財産を取得させること ・ 信託された金銭を、受益者でもあるお客さまのために利殖すること
4. 信託の仕組み	・ お客さまがお亡くなりになった場合、信託財産である金銭をあらかじめ指定いただいた寄附先に支払います。 寄附先については、「12. 寄附先に関する事項」をご覧ください。 【 お客さまとの信託契約時 】  【 お客さまがお亡くなりになった後 】
5. 信託期間	
（1）信託契約期間	・ 信託契約日から信託終了日まで。
（2）信託終了日	・ 募集要項に記載しています。 - ただし、信託終了日が非銀行営業日に当たる場合は、その前営業日を信託終了日とします。 ・ 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由（お客さまがお亡くなりになったと

	き等）が生じた場合等には、この信託契約は終了します。
(3) 信託期間の延長	・ 信託期間の延長はできません。
6. 信託契約日	・ 募集要項に記載しています。
7. 信託の終了事由	・ 信託期間の満了 ・ 表明確約違反、反社会的勢力およびマネー・ローンダリング等の排除を目的としたオリックス銀行からの解約 ・ お客さまからの請求による信託契約の中途解約 ・ 約款の変更に対するお客さまからの受益権の買取請求 ・ お客さまがお亡くなりになった場合 ・ 寄附先が解散した場合 ・ 寄附先が信託金の寄附を受ける権利を放棄した場合 ・ オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合で、清算することがお客さまの利益に資するとオリックス銀行が判断した場合
8. 信託財産の種類、運用、管理、処分	・ オリックス銀行は、お客さまからお預かりした信託金を、約款に基づき他のお客さまからお預かりする信託金と合同して運用します。 ・ オリックス銀行は、資産の安全性、収益性を両面に留意しつつ、安定的な運用を行います。 ・ 信託財産の管理または処分により取得する財産の種類は、約款第 6 条、第 7 条に記載のとおりです。 ・ 信託財産の権利の移転、対抗要件に関する事項は、約款第 8 条に記載のとおりです。
9. 信託業務の委託	・ オリックス銀行は約款第 9 条に示す信託業務の全部または一部について、同条に記載の選定基準および手続きにより委託することがあります。また、約款第 9 条に基づき、オリックス銀行の利害関係人に信託業務の委託を行うことがあります。
10. オリックス銀行等との取引	・ 信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないと認められる場合には、オリックス銀行は約款第 7 条に基づき、オリックス銀行の銀行勘定にて運用するなど、オリックス銀行等との取引を行うことがあります。
11. 受益者に関する事項	・ この信託契約における受益者は、お客さまです。 ・ お客さまは、お客さま以外の者を受益者として指定することができません。 ・ 申し込み後にお客さまの氏名、住所などが変更になった場合は、オリックス銀行にお届けいただきます。
12. 寄附先に関する事項	・ 受取人となる寄附先は、別途お渡しする「指定可能寄附先一覧」から 1 先を指定してください。 ・ 寄附先は、この信託契約では、1 契約につき 1 先指定いただきます。寄附先を複数指定いただく場合、寄附先ごとにこの信託契約の申し込みが必要となります。 ・ 指定いただいた寄附先を変更することはできません。変更をご希望の場合は、信託契約をいったん解約し、改めて申し込みいただきます。

	・指定した寄附先について、合併その他の事由により他の法人が寄附先を承継した場合、指定した寄附先を承継した法人に遺贈寄附します。 ・指定いただいた寄附先が解散した場合、信託を終了し信託金をお客さまに交付します。
13. 申込金の払込方法等 (1) 払込方法 (2) 申込金額 (3) 追加信託 (4) 申込件数	・オリックス銀行所定の手続きにより資金を入金いただきます。 ・お客さまが払い込んだ申込金に対して、信託契約日までの期間の付利は行いません。 ・申込金を当行が受領した後、信託契約の締結前に申し込みを取りやめる場合には、オリックス銀行所定の手続きが必要です。 ・1つの寄附先につき、100万円以上3,000万円以下(100万円単位)とします。ただし、お客さまの保有金融資産の1/3までの金額とします。申込金額は、お客さまがお亡くなりになったとき、相続人の法令上の権利(遺留分といいます。)を侵害してしまうことのないよう、十分ご注意ください。 ・信託契約の成立後、申込金を追加することはできません。寄附先に対する寄附金(申込金)の増額を希望する場合には、寄附先を受取人に指定する信託契約を新たに締結いただきます。 ・この信託契約は、同一のお客さまが2件以上申し込むことも可能です。
14. 支払方法 (1) 信託元本の支払時期および方法	・お客さまがお亡くなりになってこの信託契約が終了する場合、当行の寄附先名義の口座に対して、この信託契約の終了日にオリックス銀行が支払うことで、当該寄附先への遺贈寄附を行います。ただし、お客さまの相続人からの遺留分侵害額請求をオリックス銀行が知った場合には、寄附先への遺贈寄附が行われないことがあります。 ・寄附先が解散したこと、または寄附先が信託金の寄附を受ける権利を放棄したことによりこの信託契約が終了する場合、お客さまに対して、オリックス銀行所定の手続きに基づき、お客さまがあらかじめ指定した当行のお客さま名義の口座に金銭にて、信託終了日の翌営業日以降に支払います。 ・その他の事由によりこの信託契約が終了する場合、お客さまに対して、オリックス銀行所定の手続きに基づき、お客さまがあらかじめ指定した当行のお客さま名義の口座に金銭にて、この信託契約の終了日(信託期間満了の場合は信託終了日の翌営業日から5営業日目)に支払います。 ・この信託契約が終了するときは、各計算期日の15営業日前から当該計算期日までの間は支払いできません。

(2)収益金の支払時期および方法	・お客さまに対し、毎年、信託契約日が属する月と同一月の最終営業日、および信託期間の満了を終了事由とするこの信託契約の終了日の翌営業日から5営業日目(約款変更に対するお客さまからの受益権の買取請求の場合はこの信託契約の終了日)に、当行のお客さま名義の口座に金銭にて支払います。
15. 予定配当率	・予定配当率は、金融情勢等を勘案し信託契約の期間等に応じてオリックス銀行が決定し、オリックス銀行が定める方法により明示します。 ・予定配当率は、毎年、計算期日にオリックス銀行が見直し、オリックス銀行の定める方法により明示します。 ・予定配当率はこれを保証するものではありません。この商品は、確定利回り商品ではありません。
16. 収益金の計算	
(1) 計算期日	・毎年、信託契約日が属する月と同一月の最終営業日。
(2) 収益金の計算期間	・前回計算期日(初回は信託契約日。以下同じ。)の翌日から、当該計算期日までとします。 ・ただし、信託期間の満了または約款の変更による信託契約の中途解約によりこの信託契約が終了する場合、最終回の計算期間は、前回計算期日の翌日から信託終了日または解約計算日(約款第4条第(2)項をご参照)までになります。なお、上記以外の終了事由によりこの信託契約が終了する場合、前回計算期日の翌日以降の収益分配は行いません。
(3) 収益金の計算方法	・前回計算期日の翌日に示す予定配当率と当該計算期日における信託金の元本額に基づき計算します。
17. 申込手数料等	・申込手数料として、申込金額の1.65%に相当する金額(税込み)を、信託金と一緒に支払いいただきます。 ・本商品に係る残高証明書の発行には、オリックス銀行所定の手数料がかかります。
18. 信託報酬	
(1) 管理報酬	・管理報酬はかかりません。
(2) 運用報酬	・毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額(信託元本に対して年0.01%から3.00%の範囲内)です。
19. 信託財産に関する租税等	・信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。
20. 信託財産の計算期間	・信託財産の計算期間は、前回計算期日の翌日から当該計算期日(最終回はこの信託契約の終了日)までとします。
21. 信託財産の管理または処分の状況報告	・信託財産の状況、信託財産とオリックス銀行、この信託の信託業務の委託先、オリックス銀行の利害関係人または他の信託財産との取引の状況は、末尾記載の受託者オリックス銀行にご連絡ください。なお、収益金の支払いに関しては、お客さまに

	対し書面でお知らせします。
22. 支払請求	・お客さまがお亡くなりになった場合、申出人からの請求によりオリックス銀行が支払います。 ・寄附先への支払いは、各計算期日の 15 営業日前から当該計算期日までの間ではできません。 ・請求手続きに必要な書類等は以下のとおりです。 ① お客さまの死亡を確認できる書類（医師の死亡診断書または除籍謄本等）の原本 ② お客さまの個人番号を確認するための書類
23. 中途解約時の取り扱い	・お客さまは、信託終了日前に、オリックス銀行所定の時期および方法によりこの信託契約を中途解約することができます。 ・オリックス銀行で請求に係る書類の完備を確認後、原則 5 営業日目に振り込みます。ただし、各計算期日の 15 営業日前から当該計算期日までの間は支払いできません。 ・前回計算期日の翌日から中途解約日まで収益配当は行いません。 ・お客さまに支払う信託元本には、中途解約日の翌日以降、付利しません。 ・中途解約による信託元本は、オリックス銀行所定の手続きに基づき、お客さまよりあらかじめ指定いただいた当行のお客さま名義の口座に振り込みます。 ・信託契約の一部のみを中途解約することはできません。 ・中途解約手数料はかかりません。
24. 収益金に係る課税内容	・収益金に対し、20.315%が源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）されます。 ・マル優制度は利用できません。
25. 元本補てん契約の有無 および預金保険適用	・オリックス銀行は、信託元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補てんします。ただし、オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した際には履行できない場合があります。 ・この商品は預金保険制度の対象です。
26. 利益の補足契約の有無	・オリックス銀行は利益の補足を行いません。 ・お客さまに示した予定配当率は、その率に基づく収益金の支払いをオリックス銀行が保証するものではありません。
27. 受益権の譲渡制限等	・この信託契約の受益権は譲渡、質入その他一切の処分をすることはできません。
28. 公告の方法と期間	・オリックス銀行は、約款の変更等を行う場合、一定の期間内に異議を述べることができる旨の公告を電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行います。
29. オリックス銀行が契約 している指定紛争解決 機関	一般社団法人 信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817-335 または 03-6206-3988
30. 当行が契約している指 定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017-109 または 03-5252-3772

31. その他の説明事項	・信託契約の締結の可否については、オリックス銀行が最終的に判断するものとし、場合によっては、信託契約の締結をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。 ・この信託契約の申込金は、お客さまがお亡くなりになったときに紛争等が生じないよう、相続人の遺留分等を十分考慮のうえ、お申し込みください。お客さまがお亡くなりになった後に遺留分の問題等により寄附先と相続人間で紛争が生じた際には、寄附先が信託財産の全部または一部を受け取れない可能性があります。 ・この商品は金銭信託の商品で、預金商品とは異なります。 ・この商品における法務上、税務上の取り扱いについては、弁護士・税理士等専門家にご相談ください。
32. 受託者	オリックス銀行株式会社 〒105-0014 東京都港区芝 3-22-8 電話番号 0120-104-094 受付時間 9：00～17：00（土日祝および12/31～1/3 休）

信託契約代理業に関する説明事項

1. 所属信託会社または所属 信託兼営金融機関の商号	オリックス銀行株式会社
2. 信託契約の締結	当行は、本商品に係る信託契約の締結を媒介します。締結の代理は行いません。契約に際しては、お客さまとオリックス銀行が契約の当事者です。
3. 当行が取り扱う本商品と 同種の商品	同種商品は取り扱っていません。
4. 信託契約に係る財産の預託	当行は、お客さまから本商品に係る財産の預託を受けることについて、オリックス銀行から権限の付与を受けています。なお、当該預託金は当行の固有財産とは分別して管理します。

(2023.5)